

鎌倉市議会

4月臨時会議案集

(その1)

令和6年(2024年)



## 目 次

議案第 1 号	鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分の承認について……………	5
議案第 2 号	令和 6 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 1 号）……………	7
議案第 3 号	鎌倉市固定資産評価員の選任について……………	10
報告第 1 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	12
報告第 2 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	13



議案第 1 号

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の  
制定に関する専決処分の承認について

次の鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、令和6年（2024年）3月29日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年（2024年）4月23日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

## 鎌倉市市税条例の一部を改正する条例

鎌倉市市税条例（平成27年12月条例第27号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

（令和6年度から令和8年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

- 22 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条の規定により、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）及び第25条の3（法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 2 号

令和 6 年度鎌倉市一般会計  
補正予算（第 1 号）

令和 6 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 47,201 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 74,502,201 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年（2024 年）4 月 23 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
55	国庫支出金	11,687,662	44,412	11,732,074
	5 国庫負担金	8,931,328	44,412	8,975,740
75	繰入金	5,157,536	2,789	5,160,325
	5 基金繰入金	5,085,172	2,789	5,087,961
	歳入合計	74,455,000	47,201	74,502,201



歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	総務費	8,027,866	2,789	8,030,655
	5 総務管理費	6,543,369	2,789	6,546,158
20	衛生費	6,913,220	44,412	6,957,632
	5 保健衛生費	1,901,528	44,412	1,945,940
	歳 出 合 計	74,455,000	47,201	74,502,201

議案第 3 号

鎌倉市固定資産評価員の選任について

次の者を、鎌倉市固定資産評価員に選任いたしたい。

よって、地方税法第404条第2項の規定により、市議会の同意を求めらる。

令和6年(2024年)4月23日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

神奈川県茅ヶ崎市松風台14番7号

藤 林 聖 治

昭和40年12月9日生

「参 考」

略歴については省略



報告第 2 号

道路管理に起因する事故による市の義務に属する  
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

令和 5 年（2023年）12月22日、鎌倉市鎌倉山三丁目17番先で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年（2024年）4 月23日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- |   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額   | 450,000円                                  |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 鎌倉市常盤18番地<br>湘南モノレール株式会社<br>代表取締役社長 小川 貴司 |
| 3 | 処分の日     | 令和 6 年（2024年）3 月25日                       |